

『政事要略』所引の『西宮記』勅物について

矢越葉子

はじめに

『政事要略』⁽¹⁾は、その記述の中に多数の典籍が引用されており、特に現在は散逸してしまったものが多く含まれることから、逸文研究の分野で重要視されてきた。また、現存する典籍に関しても、現行文との比較を通じて、現行文には含まれない要素を含むことが判明している。⁽²⁾その代表的な典籍の一つが『西宮記』である。近世以前に遡る『西宮記』の写本としては前田家卷子本と壬生本の二つの系統が存在するが、『政事要略』に引かれる『西宮記』の儀式文はそのいずれとも完全には一致せず、より詳細な内容を含むことが和田英松氏、所功氏により指摘されている。⁽³⁾所氏の研究が発表されてのち、『西宮記』の写本系統に関する論考が多数出されており、また代表的な古写本の影印が相次いで刊行されている。⁽⁵⁾そこで、本稿では『政事要略』所引の『西宮記』のうち勅物を対象として、『西宮記』の現行文との比較を試みることにした。

なお、『政事要略』のテキストは新訂増補国史大系本（以下「大系本」と略記する）を基本とし、必要に応じて大系本の底本とは写本系統の異なる国立公文書館所蔵稲葉通邦自筆書入本および東京大学附属総合図書館所蔵本を対校に用いた。⁽⁶⁾

1、定官中考事

『政事要略』中に『西宮記』は十四篇十九ヶ条が引かれるが、その大半は儀式文そのものであり、『西宮記』より引用する勅物であることが記載から判明するのは、1定官中考事（巻第二十二）、2駒牽（巻第二十三）、3御仏名事（巻第二十八）、4追儺事（巻第二十九）の四項目である。以下、順に検討していく。

まず、定官中考事であるが、大系本で見ると二七頁二行目から三〇頁にかけて『西宮記』の儀式文を引用し、三一頁一～三行に『延喜式』を挟んだのち、三二頁四行目から三三頁一〇行目にかけて十八条の勅物を引いている。この定官中考事に対応する『西宮記』の項目は「考定」であり、古写本としては前田家卷子本巻五と大永本第三に対応箇所が残る。双方の勅物を年代順に対照させたのが表1である。なお、以降、勅物には項目内での記載順に数字を振り、『政事要略』所引の『西宮記』勅物の場合には漢数字で、現行の『西宮記』勅物の場合にはアラビア数字で表記することとする。

この表より、『政事要略』所引の勅物は、四・六・七・九・一五を除いて、基本的に前田家卷子本に記載された範囲のものに限られ、大永本において末尾に付加されている「定考」（No.13～37）および「大弁於穩

表1 「定官中考事」勅物対照表

年月日	『政事要略』所引『西宮記』勅物		現行の『西宮記』勅物	
	番号	記事	No.	記載位置など 記事
弘仁14年7月23日			16	定考
天長元年7月7日	一	天長元年七月七日。奈良太上皇崩。仍九月日有定考。	1	天長元年七月七日。奈良天皇崩、九月有定考
承和7年8月11日			17	定考
承和9年10月7日	二	承和九年七月十五日。嵯峨太上皇崩。依上宣停止考定。但定考事。惣依弁官定。弁以下着弁官序聊有酒。別当史依例作見參了。	2	承和九年十月七日、嵯峨天皇崩、定考停止、於弁官聊設酒肴(云々)、
嘉祥元年8月11日			40	大弁於穩座見參議
貞觀3年8月11日			41	大弁於穩座見參議
貞觀11年8月11日			39	大弁於穩座見參議
貞觀17年8月11日・12日、9月17日			30	定考
寬平3年8月11日	三	寬平三年八月十一日。於太政官有定考事。左右大臣以下參議以上同預此政。但右大臣及右衛門督藤原時平卿。(重服)政畢之後。參着左仗。于時召昨積奠博士等。天皇御出。	項目内 13	寬平三年八月十一日、重服公卿、參定考并政、畢之後、參陣事、 寬平三年八月十一日、定考云々。右大臣(良世)及右衛門督藤原時平卿重服。仍政畢之後、參左近陣云々。天皇御南殿。有内議事云々。
延喜5年8月11日			23	定考
延喜17年8月11日			33	定考
延喜22年8月11日			36	定考
延長3年	四	延長三年。音楽不候。(不見停止由。依止音楽。不注進遣挿頭花由。)		
延長7年	五	同(延長)七年。依上宣無音楽。依風水損也。有挿頭事。	3	(大永本のみ) 延長七年、依風雨損止音楽。但、奉挿頭。
延長8年	六	同(延長)八年。衆人不召。(上宣。)不注進挿頭由。		
承平6年8月11日			35	定考
承平7年8月11日			31	定考
天慶3年	七	天慶三年。依中宮御業音楽停止。舞挿頭及宴□。但於食所覽參入了。		
天慶5年8月13日	八	同(天慶)五年八月十三日。有定考事。依大風雨時延引也。	4 20 22 25 27 38 42	天慶五年八月十三日、定考、依大風延引、 定考 定考 定考 定考 大弁於穩座見參議 大弁於穩座見參議
天慶6年	九	同(天慶)六年。依皇太后御業事音楽停止。依同三年例所行也。(中納言元方為日上也。)		
天慶7年8月13日	一〇	同(天慶)七年八月十三日。有定考事。依左衛門陣物忌(犬死)所延也。	5	同(天慶)七年、「依」左衛門陣物忌延引、
天慶8年8月14日	一一	同(天慶)八年八月十四日。依散齋日停止音楽。(昨日伊勢使。)但有挿頭事。	6 28 29	同(天慶)八年、依散齋延引、又停案、但有挿頭、 定考 定考
天慶9年	一二	同(天慶)九年八月十四日。定考。無音楽。今月十三日伊勢使發遣。依齋内停止也。輕服人着穩座。及当日上脚依着輕服。停留音楽之例。無所見之。	7	同(天慶)九年、依齋無案、上脚輕服、
天曆元年	一三	天曆元年八月十一日。依袍瘡无音楽。准延長三年例。有挿頭事。	8	天曆元年、袍瘡無案、有挿頭、(延長三年例、)
天曆元年	一四	同(天曆)元年十一月十三日。宣旨云。左大弁源庶明伝宣。左大臣宣。太政官列見定考。賀茂祭六月觀等饗。年來之間。甚以過差。自今以後。惣從儉約。至于裏錢。一切停止。又史生使部等定考可行者。	9	同元年(天曆元年)、宣旨停裏錢、
天曆2年8月11日			24	定考
天曆3年8月11日	一五	同(天曆)三年八月十一日。依無南面人。宴座之間。治部卿兼明卿入自北門忽着座。		
天曆7年8月11日	一六	同(天曆)七年八月十一日。依例雅樂祇候。(今日内論義。諸卿分參向。)而依院御国忌月之上。々脚已卷纒也。停止音楽畢。(左大臣不參。然而依先例載見參之。)	10 32	同(天曆)七年八月十一日、故院御忌月之上、々脚輕服無案、今日有内論議、 定考
天曆9年8月11日	一七	同(天曆)九年八月十一日。參議左大弁藤原有相依未着座。不着宴座及穩座。(右大弁好古着宴座行酒。)	12	同(天曆)九年八月十一日、左大弁不着序并宴座、及穩座、(未着座也)、右大弁着宴座、退出依早無案、無大弁被行例、度々有日記、依巨勢内親王薨日、近無案挿頭、
天曆10年8月13日	一八	同(天曆)十年八月十三日。有定考。右大臣不着宴座退出。今日依早魁無音楽。	11 14 19 21 26	(大永本のみ) 天曆十年八月十三日、依厨犬死延引。依早魁止音楽。 定考 定考 定考 定考
天德2年8月11日			26	定考
天德2年8月11日			43	大弁於穩座見參議
応和2年8月11日			15	定考
天延3年8月11日・17日			44	大弁於穩座見參議
天延3年8月17日・20日			18	定考
永觀元年9月16日			45	大弁於穩座見參議
寛和元年8月20日			34	定考
長徳元年8月12日			37	定考

座見参議」(No.38～45)内にまとめられた勅物は含んでいないことが判明する。また四・六・七・九・一五の五例は典拠が不明なもの、該当する勅物は「定考」および「大弁於穩座見参議」には含まれていない。以上のことから、『政事要略』の著者である惟宗允亮が参照した『西宮記』には「定考」「大弁於穩座見参議」の箇所が存在していなかったと推測される。

次に注目されるのは五と一八である。五の典拠であると推定されるNo.3および一八の典拠であると推定されるNo.11は、前田家卷子本には記載が見えず、大永本にのみ見える勅物である。また大永本におけるその記載は追記のような形態を遺しており、No.3とそれが右肩に追記されたNo.4は、「延長七年、依風水損停止音楽。但、奉挿頭。」(No.3)、「天慶五年八月十三日、定考、依大風延引。」(No.4)と音楽が停止された理由が風水と大風で類似しており、同様にNo.11とそれが右肩に追記されたNo.12は「天曆十年八月十三日、依厨犬死延引。依早魃止音楽。」(No.11)、「同九年八月十一日(中略)依早無樂。(後略)」(No.12)と楽停止の理由が早魃と早で一致している。また、No.3およびNo.11を除いたNo.1～12の『西宮記』勅物は年代順に記載されており、特にNo.11を挿入することでその配列順に狂いが生じている。以上より、No.3とNo.11は成立当初の『西宮記』には勅物として記載されていなかったものの、いつの段階でか類似する例として注記の形で勅物部分に付加されたと考えられる。その追記の時期は少なくとも『政事要略』成立以前、すなわち十世紀末以前であると言える。

なお、『政事要略』所引『西宮記』勅物と現行の『西宮記』勅物の記載の粗密に関しては、二とNo.2のように

二 承和九年七月十五日。嵯峨太上皇崩。依上宣停止考定。但定考事、惣依弁官定。弁以下着弁官庁聊有酒。別当史依例作見参了。

No.2 承和九年十月七日。嵯峨天皇崩。定考停止。於弁官聊設酒肴云々と『政事要略』所引勅物の方が詳細な場合もあれば、一七とNo.12のように

一七 同九年八月十一日。参議左大弁藤原有相依未着座。不着宴座及穩座。(右大弁好古着宴座行酒。)

No.12 同九年八月十一日。左大弁不着行并宴座、及穩座(未着座也)。依右大弁着宴座。退出。依早無樂。無大弁被行例、度々有日記。依巨勢内親王薨日近、無樂挿頭。

と現行の『西宮記』勅物がより多くの情報量を含む場合もある。しかし、No.12で単に「左大弁」とする記載を、一七では「参議左大弁藤原有相」と兼官およびその姓名をも記しており、『政事要略』が引用を行った『西宮記』の勅物は現行文よりも詳細な記述を含んでいたと考えられる。

2、駒牽

『政事要略』中の駒牽関連の項目は、巻第二十二に収められる七日牽甲斐勅旨御馬事(A)、巻第二十三に収められる十三日牽武蔵秩父御馬事(B)、十五日牽信濃勅旨御馬事(C)、十七日牽甲斐穂坂御馬事(D)、廿日武蔵小野御馬事(E)、廿三日信濃望月御馬事(F)、廿五日武蔵勅旨并立野御馬事(G)、廿八日上野勅旨御馬事(H)の計八項目があり、B・D・F・G・Hの五項目に『西宮記』勅物が引用され、またCには典拠不詳ながら年記を有する勅物が列挙されている。他方、これに対応する現行の『西宮記』では前田家卷子本巻五、壬生本第五軸、大永本第三の「上野御馬」にのみ勅物が付けられている。つまり、『西宮記』では駒牽の最終に当たる「上野御馬」に一括で勅物の記載が設けられているのに対し、『政事要略』ではそれを各駒牽に分割して記載しているのである。この振り分け過程を考察するために作成したのが表2である。

表2 駒牽 勸物対照表

『西宮記』 勸物		『政事要略』 所引『西宮記』 勸物			
No	年記	記事	No	年記	記事
1	延喜十二・八廿四	於清涼殿、覽信濃御馬卅疋。參議定方候。於御前分取。解文、主當付頭恒佐朝臣。			
2	天慶七・九十四	牽信濃御馬、王卿着左衛門陣。右大臣石大弁、留在宜陽殿、定御說經事。	C-三	天慶七年九月十四日	信乃御馬六十疋牽進也。王卿依例着左衛門陣。此中右大臣、左大弁在衛着宜陽殿座。定秋季御說經諸僧。仍不給御馬。
3	同八年九十一日	牽真衣野御馬。參議左大弁在衛、依召參入。御南殿。分取。藏人遠規、以解文給參議。			
4	同八廿八	御仁壽殿、御覽真衣野御馬。左大臣候。			
5	同七八十六日	取信濃御馬。无東宮牽分。	C-四	天曆七年八月十六日	賞信乃御馬六十疋。……此度無東宮牽分事。
6	同八十八六	以信濃御馬別貢、為東宮牽分。	C-五	同(天曆)十年八月十六日	御覽信乃御馬左右取了。次別貢二疋。牽巡如例。即以一御馬為東宮牽分。以二御馬給左馬寮了。……
7	天德四年八月七日	左中將伊尹重服、取御馬。依無他將。			
8	応和二年九月三日	御仁壽殿、覽真衣野御馬。依雨取手立綾綺殿壇上。兩牧一度牽時、度々取之。牽由比、小河、石川、立野之時、後取立野御馬別貢。又後取之。有先後論之時、依外記日記、上卿定下。自御即位年、可定取歟。公家有事時、牽諸牧御馬、准繫御例。仰左右馬寮、於本寮令分取。(承平元年例。)			
9	延長三年八月三日	駒牽御馬。御覽之後、直分給馬寮事。			
10	延喜十八十七	牽德坂御馬。上卿不候。於綾綺殿前分取。更有御覽遲速。以三疋被奉仁和寺、一疋被奉東宮。	D-二	同(延喜)十年八月十七日	甲斐德坂御馬卅疋牽進。而上卿不候。仍於綾綺殿前奉覽之後。為覽走之遲速。御南殿令馳。此日御馬三疋。被奉仁和寺、一疋給東宮。
11	十三九十六	牽上野御馬。給人々奏慶。依雨「无」拜舞。	H-一	延喜十三年九月十六日	上野駒牽進。諸卿依例各給御馬。令右少將忠房奏悅。依雨儀無拜舞。
12	廿二九四	牽望月御馬。中納言仲平候。於清涼殿令分取。	F-三	同(延喜)二十二年九月四日	賞望月御馬。中納言仲平依召參入。天皇御清涼殿。令分配□□□□
13	延長三八十三	覽秩父御馬。上卿不候。配給兩寮。	B-一	延喜三年八月十三日	西宮記。……賞進秩父御馬。依于多院供馬。不召上卿。御覽之後給左右馬寮已了。
14	二年十六	權中納言恒佐、於昭訓門前、令取望月御馬。依降雨也。長北三間立床子、東面。近衛馬寮、着五間、北面西上。外記史着六間。史生着七間。	F-一	延長二年十月十六日	西宮記。……賞望月御馬。此日降雨。於昭訓門前取御馬。未二刻。權中納言恒佐行事。八省長角北第三間立床子。(東面。)左少將平伊望。右中將英明。左右馬着第五間。(北面西上。)第六間着外記史生官掌。(北面西上。)
15	五年八廿	賞德坂御馬。即被奉中六條院。即被返奉、於中隔取之。	D-一	延喜五年八月廿一日	西宮記。……賞德坂御馬卅疋。即被奉中六條院。御覽了。又被返奉。……
16	天慶元年九七	牽信濃御馬。師輔卿任府督、未着陣、着宜陽殿奏解文。他諸卿着左衛門陣響。	C-二	天慶元年九月七日	牽進信乃駒。(申延期及今日。非日式之時。兼召本陣令諸儀。)此日諸卿不參。左衛門督卿(師輔)任府之後。未着本陣。仍上卿不着左衛門陣。參議當幹。淑光、顯忠等着候座。但上卿在宜陽殿座。……
17	天慶四十一	賞德坂御馬。依御物実、實額卿以詞付藏人尹風、被奏可取由。(解文付尹風。)	D-三	天慶四年十一月四日	進德坂御馬卅疋。此日御物忌也。而右大將實額卿。依先例。以詞奏可取御馬由。但解文付藏人伊風奉御返給。
18	六年九月十五・十六日	御南殿、覽上野秩父御馬。顯忠卿候御前。先取上野、次取秩父御馬。給左右寮、秩父御馬二疋、給太政大臣。又給上野太守一疋。	H-二	天慶六年九月十五日・十七日	上野御馬卅疋。秩父御馬卅疋於南殿御覽。中納言顯忠候御前。先覽上野。取取如常。覽秩父如前。以左右馬寮秩父御馬二疋給大相国并上野太守各一疋。
19	天曆元年八廿九	賞上野御馬。左大臣以下着大庭、令分取。又給人々如例。大臣以下、於溫明殿異角奏慶。	H-三	天曆元年八月廿九日	賞上野御馬卅疋。左大臣奏解文。即先日不給御馬右大臣已下着大庭。令取御馬。并給人々如常。大臣以下列立溫明殿異角奏慶由。(藏人左少弁俊奏事由。)參議以上一列。
20	応和二八廿	於仁壽殿覽秩父御馬。以一疋給左大臣。奏賀拜舞。	B-二	応和二年八月二十日	於仁壽殿前。御覽秩父御馬。以一疋給左大臣。奏悅由拜舞。……
21	延喜五八十四	於仁壽殿、覽秩父御馬。婦御以黃褂一領給牧司利春。			
22	十八年八月廿日	召武藏御牧司道行、給袞一條。(右近陣。)			
23	十年十月	以馬形繪幣等、給秩父御牧馬。			
24	天慶元四十五	太政大臣使參議師尹獻馬四疋、二鹿毛。先年給秩父御馬也。使給御衣。			
25	天曆九々十二日	於仁壽殿、御覽「識」原御馬。乘尻員少、府生行忠等乘之。諸牧御馬、左右分取之後、近衛將馬寮、共着馬場、令走定其品。作奏差充奏文、藏人「奏」聞。其文不披露云々。馳遊牧御馬之後破埒。			
26	応和三九月	左右將差馬允顯盛、付藏人奏。牽真木野御馬之間、無仰人、以允可迎御馬由。外記不參、以藏人可令奏歟。然問外記參入。此例不叶例。			
27	天德四八十一	於仁壽殿、覽德坂御馬。以春宮亮延光、令取御馬一疋。			
28	応和二八廿三	牽望月御馬。上卿不參。依仰相分、令候左右馬寮。			
29	天曆七年十一月二日	於仁壽殿、覽陸奥臨時交易御馬。			
30	天和四五二	藏人付典侍(三位)、奏臨時交易御馬解文。仰右大將分給馬寮。(中宮崩給問也。)			
31	天曆二年八月十五日	被立伊勢大幣之日、有取御馬例。			
32	同三十廿三	於仁壽殿、覽後院利山萩原御馬。近衛府分取。遣給當時親王等遣、給水御牧。			
33	天和二〇九日	於南殿覽上野御馬。為平親王候御屏風。今年殿上人給御馬、依延木七八年例。兩年給之。			
34	天曆八十七	召後院藤原御馬(本殿)、覽二疋、給左右寮。又賜親王外戚侍臣。於中隔取之。			
35	天和元九七	召後院小笠「原御馬」、於本殿覽。賜親王達故右大臣男舍人。			

なお、1と同様に、前田家卷子本に記載の見えない壬生本・大永本の「九記云」以下の勘物は『政事要略』へは引かれなかったため、この表には含めていない。また『政事要略』所引勘物は各項目内で番号を付与し、A-1のように表記することとした。

まず、年記の一致から、No. 2、10、11、12、14、16、17、18、19、20が、『政事要略』中にはC-13、D-12、H-11、F-13、F-11、C-12、D-13、H-12、H-13、B-12として引用されていることが判明する。次に、元号が一致しないものの、No. 5、6、13、15は年記の数字部分および記載内容からC-14、C-15、B-11、D-11として引かれていると推定される。すなわち、No. 5「同「天慶カ」七八一六」はC-14「天暦七年八月十六日」と類似し、かつ「無東宮牽分」で一致、No. 6「同「天慶カ」十八十六」はC-15「同「天暦」十年八月十六日」と類似し、かつ「以信濃別貢、為東宮牽分」と「次別貢二疋、牽巡如例。即以一御馬為東宮牽分」で一致、No. 13「延長三八一三」はB-11「延喜三年八月十三日」と記載が一字違いであり、かつ「上卿不候。配給兩寮。」と「不召上卿。□御覧。□給左右寮已了。」は表現として類似し、またNo. 15「五年八廿」はD-11「延喜五年八月廿日」と類似し、かつ「即被奉中六条院。」で一致するのである。

この結果、『政事要略』に引用されている勘物は全てNo. 1～20の範囲に含まれていることが判明する。なお、この範囲内に存在するものの『政事要略』に引かれないNo. 1、3、4、7、8、9は、No. 1については「信濃御馬」とあることより後述するように大幅な錯簡を挟むC部分に引かれていたと推測される。またNo. 3、4、7、8、9については、『政事要略』のA部分には勘物が全く記載されていないため判然とはしないものの、3、4、8は「真衣野御馬」とある点より、No. 7、9は「八月三日」「八月七日」という日付より、Aの勘物であったと考えられ、

A部分への引用が想定される。では、翻って考えるに、No. 21～35が『政事要略』中に引用されない理由は何に拠るのであるか。これらの事例を検討してみると、No. 21～24は牧司や御牧への賜物といった事例であり、No. 25～35には「陸奥臨時交易御馬」や「後院路御馬」などの臨時の駒牽、および「此例不叶例。」(No. 26)や「今案、此事非宜例。」(No. 31、「北山抄」巻第二「十五日牽信濃勅旨御馬事」と称されるような違例が集成されている。つまり、『西宮記』勘物のうちNo. 21～35の部分にはかなり特殊な事例が列記されているのであり、そのため惟宗允亮は意図的に『政事要略』に引かなかつたのではなからうか。

次に、『政事要略』の側から勘物を眺めることにしよう。

はじめにB・D・F・G・Hの五項目に『西宮記』勘物が引用されていると述べたが、現行の『西宮記』と一致するのはBに引かれた二条(大系本三六頁一一行～一三行)、Dに引かれた四条(大系本四八頁一四行～四九頁六行)のうち一・三、Fに引かれた四条(大系本四九頁一五行～五〇頁六行)のうち一・三、Hに引かれる三条(大系本五四頁一二行～一六行)のうち一・二である。D-14の天暦元年九月四日条、F-12の同「延長カ」三年九月廿五日条、F-14の天暦七年八月十五日条、G-1の天暦三年九月廿八日条(大系本五〇頁一五行～一六行)、H-13の天暦元年八月廿九日条は現行の『西宮記』からは確認できない。

またCに列記された年記を有する勘物(大系本四二頁一二行～四三頁九行)については、その記載からは典拠が不詳であるものの、現行の『西宮記』勘物との対比よりC-12～15が『西宮記』勘物である可能性が極めて高いと判断される。また直前のC-11も、C-11・C-12は行を変えずに続けて記載されており、またC-13の冒頭に引書名が明記されていないことより、『西宮記』勘物に当たる可能性は十分にありう。このC部分の勘物は従来『西宮記』勘物であるとは指摘されていないが、そ

の原因はC―1直前に存在する錯簡にある。大系本四八頁頭注が「伏請以下至五十頁四行目分配□、原在上文四十二頁十一行之畢次、今意移」と指摘し、また稲葉通邦自筆書入本において大系本四八頁六行目に当たる箇所「邦按／已下四十五行錯簡当在石清水宮放生會条末」、五〇頁四行目末に当たる箇所「已上四十五行錯簡（邦按）」と稲葉通邦が朱書するように、大系本四二頁二一行目と二二行目の間および四八頁六行目、また五〇頁四行目と五行目の間には大きな錯簡が生じている。四八頁六行目は内容から見て直接するものの、四二頁二一行目と二二行目の間および五〇頁四行目と五行目の間は連続せず、四二頁二二行目頭部および五〇頁四行目脚部に欠損として表現されている。⁽⁹⁾つまり、C―1と直前の外記日記との間で錯簡が生じ、またC―1前半が失われているために、これまでC部分の勘物は『西宮記』勘物であるとは想定されてこなかったのである。しかし、表2から明らかのように、『西宮記』勘物の『政事要略』への引用状況から鑑みて、C部分も『西宮記』勘物に当たると判断される。また、現在は逸しているもののC―1の前にも勘物（例えばNo.1など）が存在した可能性も十分にあると考えられよう。

3、御仏名事

『政事要略』所引の『西宮記』勘物は大系本一七九頁七行目から一八〇頁八行目にかけて記載が設けられ、十二条の勘物から構成されている。これに対応する現行の『西宮記』は、前田家卷子本卷六（甲）、前田家卷子本卷六（乙）、壬生本第八軸が残る。なお、御仏名事に関しては、十一世紀末成立の『撰集秘記』に儀式文および勘物が引用されてお⁽¹⁰⁾り、院政期に流布した『西宮記』の様子が窺われる。この三者の勘物を対照させたのが表3である。

まず『政事要略』における『西宮記』勘物の引用方法を見ると、1、

2と同様に、基本的に後補と思われる部分（前田家卷子本の裏書、壬生本の「御仏名事」以下の勘物）を全く含まず、No.1〜6を三・七・九・五・六・一として引用している。しかし一・二・四・八・一〇・一二は、現行の『西宮記』ばかりか『西宮記』を直接に引用したと思われる『撰集秘記』にも見えない。ただし、『北山抄』巻第二「御仏名事」は六（No.5）と同内容の勘物に続けて八と同日の記事を

延喜十三年有此例。又御導師長絲竹道、能合其音。仍有恩賜云々。

と割注の形で記しており、八の

御導師景銓、誦錫杖之間、調琴及和琴。導師和音韻如水乳。仍給御阿古女。〈恒佐朝臣給之。〉

の部分と内容の一致を見せている。

また、『政事要略』には引かれないNo.7の「康保二年十二月十九日。

召仰安源開眼一万三千仏。今夜御導師一人、次第僧一人不參。」は、前田家卷子本（甲）においては細字の注記として記されているものの、前田家卷子本（乙）および壬生本においてはNo.6に続けて大字で記されている。ここで注目すべきは、前田家卷子本（甲）の裏書のみ存するNo.7と全く同文の勘物である。影印では一四〇頁に卷六（甲）の裏89として収められ、ちょうどNo.6の初行に当たる位置に記載されていることが判明する。しかし、この勘物は、前田家卷子本（乙）の裏書および壬生本の「御仏名事」以下の勘物には見えない。これらの状況から、No.7は、No.6と類似する例としてその紙背に裏書されたものの、転写を経るうちに表面への追記となり、最終的には他の勘物と見分けが付かない大字の記載へと変化していったと考えられないだろうか。No.7の追記されていない段階を①、No.7が裏書された段階を②、No.7が表面への追記へと変化した段階を③、大字の記載へと変化した段階を④とすると、①に当てはまるのは『政事要略』、②〜③の過渡期に当てはまるのが前田家卷子

表3 「御仏名事」 勸物対照表

年月日	『政事要略』所引『西宮記』勸物		現行の『西宮記』勸物		『撰集秘記』 所引『西宮 記』勸物
	番号	記事	No	記載位置など 記事	
承和13年10月27日				行仏名懺悔事(裏書)	
貞観元年12月3日	一	貞観元十二三。大般若御説経。并仏名(云々)。(諒闇。)			
貞観13年9月8日				安置一萬三千画仏像・七十二鋪事(裏書)	
貞観14年12月19日	二	同(貞観)十四二十九。於大極殿有御説経并仏名事。			
貞観18年12月24日	三	同(貞観)十八二十二四。停仏名。受禪之後。先行神事也。	1		貞観十八十二、無御仏名、受禪後、先可被行神事、
元慶元年正月3日	四	(元慶)元年正月三日。天皇即位於豊樂院。(大極殿未作。)			
昌泰元年	七	昌泰元年。御導師権少僧都延躬老不堪行歩。乘片輿參上。	2		昌泰元、御導師依老老、乘肩輿參、
延喜13年12月19日	八	延喜十三年十二月二十九。有御仏名。廿一日竟夜。御導師景銓。誦錫杖之間。調琴及和琴。導師和音韻如水乳。仍給御阿古女。(恒佐朝臣給之。)僧退出下之後。天皇出御待所。有盃酒管絃事。次給祿有差。(四位綾。五位以下組。)			
延喜15年12月23日				御仏名事(裏書)	
延喜19年12月21日	九	(延喜)十九十二廿一日。以導師雲晴任權律師。(養老年也。召御前給酒。)次折削花為侍臣挿。右大臣折一枝。奉天皇云。雲乃内乃山乃路仁雲晴天發スル花乃散由毛無。即被仰云。此夜軀付雲晴法師云。言為花乎折天ハ婦道仁見天迷ム山乃白雲。	3		延喜十九十二廿一日、御導師雲晴任律師、(有倭哥事、有御製、法師猷哥、)
延長2年12月28日	五	延長二十二廿八。有御仏名。恒例三夜。而神事一夜所被修也。(天長二年之例云々。)	4		延長二十二廿八、有御仏名、依神事、一夜被修、(天長二年例、)
延長3年閏12月21日				御仏名事(裏書)	
天徳4年12月19~21日	一〇	天徳四十二十九廿廿一。於冷泉院有御仏名。廿一日夜半詣御前。丑時候御前。御物忌之中(云々)。依仰也。			
正暦4年12月23日	六	天暦四十二廿三。御仏名竟夜也。曉御導師浄藏。錫杖之間。簾中調琴音。三礼之間。藏人頭雅信朝臣自簾中以御衣一襲給之。次召上達部侍臣於塗籠中。有御遊盃倭歌之後。各給祿有差。延喜例。	5		天暦四十二廿三、御仏名竟夜、曉錫杖間、簾中調琴音、三礼間、頭雅信朝臣、自簾中以御衣一襲給浄藏、又召公卿侍臣塗籠口、有御遊盃酒興、(延喜十三年例、御導師景銓、)
応和元年12月22日	一一	応和元十二廿二。御仏名竟夜。諸卿不參。仍被問右大臣及不參人々。	6		応和元十二廿二、御仏名竟夜、諸卿不參、仍被問不參人者。
応和3年閏12月21日				御仏名事(裏書)	
康保2年12月19日			7		康保二年十二月十九日、召仰安源開眼一萬三千仏、今夜御導師一人、次第僧一人不參、
康保2年12月19日				裏書(前田家卷子本(甲)のみ)	康保二年十二月十九日、召仰安源開眼一萬三千仏、今夜御導師一人、次第僧一人不參、
康保3年12月19日				御仏名事(裏書)	
延暦3年(正暦2年)12月21~23日	一二	延暦三年十二月廿二三并三夜有御仏名也。雖諒闇有名講并近衛府奏時事。又白木御帳懸角鏡等也。			

本(甲)、④に当てはまるのは前田家卷子本(乙)および壬生本ということになる。なお、『撰集秘記』所引の『西宮記』勅物が③と④のどちらの段階に属するかは一概には決めかねるが、No.1〜6の勅物に続けて大字で記す様からは④の可能性が高いであろう。とすれば、No.7の②と④の掲載状況の変化は『政事要略』成立以降、院政期の『撰集秘記』成立までの間に起きたことになり、注記が勅物へと転化する様子を如実に示す事例と言えよう。

4、追儼事

『政事要略』所引の『西宮記』勅物は、大系本二一九頁第一一〜一二行目に設けられた天曆八年十二月晦日条のみである。ただし、これに続けて、二一九頁第一三行目から二二〇頁第六行目にかけて、『吏部記』を引く延長二年十二月晦日条、「延曆九年閏三月十五日外記別日記」を引く延暦の事例、典拠未詳の長保三年閏十二月の事例、の三条の勅物が記されており、追儼事の勅物は計四条から構成されている。

これに対応する現行の『西宮記』勅物は、前田家卷子本卷六(甲)、前田家卷子本卷六(乙)、壬生本第八軸に記載が残る。なお、前田家卷子本(甲)・(乙)の裏書および壬生本の「追儼事」以下の勅物記載、つまり明らかに後補されたと判別できる箇所を除いた成立当初からの勅物と推定できるものは、天曆八年十二月条(No.1)、延暦条(No.2)の二条である。記載は

天曆八十二、雖諒闇有追儼。

延暦夫人薨。未葬之間、无追鬼。

と極めて簡略であるが、『撰集秘記』所引の『西宮記』勅物もこの現行文と同一である。

『政事要略』への勅物の引用を見ると、『西宮記』勅物のNo.1は直接に

引用して

西宮記。天曆八十二晦日。晴。雖諒闇也。作法如常。左衛門督師尹行事追儼奏之。□日。中務省録付内侍奏聞。(無内侍付藏人。)

と記載されている。しかし、No.2は、内容は継受するものの、間に延長二年十二月晦日の『吏部記』を挟み、さらに典拠として「外記別日記」を挙げるなど、『西宮記』から直接引用した勅物でないことは明らかである。記載を見ると、

延曆九年閏三月十五日外記別日記云。延曆八年十二月廿八辰時、

皇太后崩於中宮。今上即位之日、尊為皇太后。祓事。神祇官。

天慶元年記文云。未御葬送仍止大祓。又不追鬼者。朝議以為有葬解

除者。世俗所為以此論之、大祓何妨。仍不停其事。進御麻事、伝授

内侍、進於御所。不用常儀式。正月一日、依日蝕停奉哀。六日、献

卯杖。其朝廷者直進勅所。中宮者一如平生。皇后春宮兩宮者進衛。

七日、停御覽青馬。十二日、陪葬衛府者、依勝宝六年例、定其数着

商布。(案件記。依未御葬送。不追鬼歟。)

と他の勅物に比してかなり詳細な内容となっている。しかし、文末の割注記載はNo.2の「未葬之間、无追鬼。」と共通しており、『西宮記』勅物を参考にしつつ、より詳細な内容を含む他の資料に基づき記述している様子が窺われる。とすれば、『政事要略』に「西宮記」と明記して列記された勅物の典拠はいずれも確実に『西宮記』であると言え、現行文に存在しない『西宮記』勅物も惟宗允亮の参照した『西宮記』には存在していたと想定できよう。

さらに、この延暦の事例に続けて、

長保三年閏十二月廿二日、東三條院崩。(今上母。)廿四日、御送。

停追儼了。但有大祓。(雖御送葬了。依近日被停歟。爰散位從四位

下安倍朝臣晴明來僞。不可有追儼之由。私宅行此事之間、京中響共

以追儻。其事宛如恒例。晴明陰陽達者也。」

と長保三年の藤原詮子の事例を挙げているが、これは『政事要略』編纂当時の最新の事例であり、かつ直前に引かれた延暦期の高野新笠の事例とは年末に崩御している点、および追儻が実施されていないという点で共通しているものの、葬送の実施時期が年始に持ち越されるか、年末に実施されるかという点で好対照を為す事例である。そのため、『政事要略』において新たに勅物として採用されたのであろう。なお、この長保三年の事例は、『北山抄』巻第二「追儻事」にも

諒闇年、如例行之。但、長保三年、停此儀。依七々日内也。尋往昔例、被定行耳。

と勅物に採用されている。ただし、『北山抄』には「往昔例」は全く引かれておらず、編者の関心の有り様や引用態度の差が見て取れる。

おわりに

以上、『西宮記』から『政事要略』へと直接に引用されたことが明白な勅物を四項目に渡って検討してきたが、その結論は以下の三点にまとめられる。

一、『政事要略』所引の『西宮記』勅物は、諸本の裏書（前田家卷子本）やそれを文末に列記したと思われる部分（壬生本、大永本）の勅物は一切含んでいない。よって、この箇所は惟宗允亮の参照した『西宮記』には記載が設けられていなかったと考えられる。

二、現行の『西宮記』儀式文や勅物への注記の中には『政事要略』に『西宮記』勅物として採用されているものもあり、注記といえども『西宮記』成立直後から記載されている、もしくは原『西宮記』の記載に由来しているものも少なからず存在すると思われる。ただし、転写の過程で裏書が注記へと移動する事例や注記が通常の勅物へと変化

する事例もあり、即断はできない。

三、『政事要略』は基本的に『西宮記』勅物のうち異例や臨時の事例を除いた全ての勅物を引用しており、先学の指摘するように、その中には現行本の勅物には見当たらない事例やより詳細な記述を含んでいる。しかし、『西宮記』記載の勅物の内容に不足があると判断した場合に、直接には勅物として採用せず、より適当な他の資料に基づき『政事要略』中に記載を設けることもある。

なお、この一―三に基づきつつ『政事要略』所引の勅物を検討した結果、駒牽のうち「十五日牽信濃勅旨御馬事」の項で『西宮記』勅物である可能性が高いと思われる勅物五条が見出された。周囲の事例よりみて『西宮記』勅物を引用していることが事前に想定でき、かつ錯簡の多い巻第二十三内の記載であることに大いに拠るところではあるが、逸文研究の分野で活用される『政事要略』であるだけに、『政事要略』所引の典拠未詳の勅物はその典拠を再検討する価値が十分にある。またそのためには、錯簡部分の特定や文字の校勘など、テキストとしての『政事要略』を見直す必要がある。

〔註〕

(1) 『西宮記』に関する基本的論考としては、和田英松『本朝書籍目録考証』（明治書院、一九三六年。一九一五年初出。）、太田晶二郎『政事要略』補考（『太田晶二郎著作集』二、吉川弘文館、一九九三年。一九六四年初出。）、虎尾俊哉「政事要略について」（『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年。一九七一年初出。）、木本好信「政事要略」と惟宗允亮（『政事要略総索引』国書刊行会、一九八二年）などが挙げられる。

(2) 『政事要略』の引用書については和田英松『本朝書籍目録考証』（注1書）、『政事要略総索引』（注1書）などに詳しい。また引用典籍に関する個別の論考としては、飯田瑞穂「政事要略」所収聖徳太子伝について

- (2) 『飯田瑞穂著作集一 聖徳太子伝の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年。一九七一年初出。)、所功「政事要略所引『西宮記』と現行文の対比」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年。なお、収録に当たっては第一篇第三章第二項に収められている。一九七二年初出。)、太田次郎「政事要略」所引の白氏文集について」(『史学』四五一四、一九七三年)、清水潔「国史」について」『政事要略』所引「国史」を中心として」(『皇學館論叢』七一、一九七四年)などがある。
- (3) 和田英松注1書、所功注2論文。
- (4) 代表早川庄八「儀式書を中心とみた平安時代政治機構の総合的研究」(平成二年度科学研究費補助金(総合研究A) 研究成果報告書、一九九一年)、北啓太「壬生本『西宮記』旧内容の検討」(『史学雑誌』一〇一―一〇一、一九九二年)、栗木睦「『官奏事』の基礎的研究」『西宮記』か『北山抄』か」(『古代文化』五三―二、二〇〇一年)、同「『西宮記』写本分類についての試論」(『日本歴史』六四―一、二〇〇一年)、同「『雑類略抄』逸文の基礎的検討」『西宮記』と呼ばれない『西宮記』の存在について」(『皇學館論叢』三六―三、二〇〇三年)など。
- (5) 影印としては、前田家卷子本および大永本が前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成』西宮記 一―四および五・六(八木書店、一九九三―一九九五年)、壬生本が『宮内庁書陵部本影印集成』西宮記 一―三(八木書店、二〇〇六―二〇〇七年)として刊行されている。
- (6) 『政事要略』の写本については押部佳周「政事要略の写本に関する基礎的考察」(『広島大学学校教育学部紀要』第二部第五号、一九八二年)を参照した。押部氏によると、近世における『政事要略』の蒐集には大系本の底本である中原本系統のほか、紀宗直所蔵本に端を発する神村家本系統、前田綱紀蒐集本などが存在するも、いずれも大系本の対校には用いられていないという。今回対校するために参照した国立公文書館所蔵稲葉通邦自筆書入本(請求記号一七九―〇〇九三)は神村家本系統に属する写本であり、また東京大学附属総合図書館所蔵本(請求記号A〇〇―一六〇七三)は前田綱紀が蒐集過程において書写した京極御所本系統に属するかと推測されている写本である。
- (7) 所功注2論文一二二―一二三頁。
- (8) 所功注2論文、財団法人神道大系編纂会編『神道大系 朝儀祭祀編二 西宮記』一九九三年など。
- (9) 記号や注記で明記はなされていないものの、大系本五五頁第一行「件符給諸牧。仍駒牽終日附出。」の「此符」が五一頁第六―三行の天曆六年九月二十三日付太政官符を指していることは内容から明かであり、「廿八日上野勅旨御馬事」の項目内にも小さな錯簡が存在している。
- (10) 『撰集秘記』については、影印としては所功編『京都御所東山御文庫本撰集秘記』(国書刊行会、一九八六年)を用い、また同書所収の所功「撰集秘記」の基礎的研究」を参照した。
- (11) 大系本の頭注に「天慶元年、恐誤」とあるように、「天慶元年記文」という表現は不可解であり、大系本ではこの箇所を改行をしている。しかし、写本で確認する限りではこの箇所を改行したものない。また、同じ頭注に「按下文或係延暦九年事」とあるように、元旦に日蝕が発生している点、さらに「勝宝六年例」すなわち『続日本紀』天平勝宝六年七月壬子に崩御の記事が載せられる太皇太后藤原宮子の事例を引用している点に鑑みて、延暦八年十二月に崩御した高野新笠の葬送に関する記載であると判断し、行を続けることとした。
- (付記) 本稿は基盤研究(A)「日本前近代史料の国際的利用環境構築の研究」による研究成果の一部である。